

**資料 4 - 3 振動規制法第16条第 1 項の規定に基づく  
指定地域内における道路交通振動の限度（要請限度）**

（振動規制法施行規則別表第 2）

時間の区分 区域の区分	昼 間 8 時 ~ 19 時	夜 間 19 時 ~ 8 時
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

（注）第 1 種区域及び第 2 種区域は、振動規制法に定める指定地域の区域の区分